

# 法人あなん

Vol. 89  
2023.1



法人会キャラクター けんたくん



藤井鉄工建設株式会社

那賀郡那賀町小仁宇字大坪 49

めざします 企業の繁栄と社会への貢献



公益社団法人 阿南法人会

徳島県阿南市富岡町内町164-1

TEL (0884) 23-1055 FAX (0884) 23-3531

<http://hojlnkal.zenkokuhojlnkal.or.jp/anant/>

E-mail: [mallananhou@shirt.ocn.ne.jp](mailto:mallananhou@shirt.ocn.ne.jp)



# 法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

## CONTENTS

### 3 新年のごあいさつ

公益社団法人阿南法人会 会長 六車 洋二郎

### 新年のごあいさつ

阿南税務署 署長 伊與田 健

### 4 税に関する作文

### 5 税に関する絵はがきコンクール

### 6 令和 5 年度税制改正に関する提言 (要約)

### 8 第 38 回 法人会全国大会 千葉大会に参加して

第 36 回 法人会全国青年の集い 沖縄大会に参加して

### 9 納税表彰

### 10 法人会事業活動

### 12 税を考える週間

### 13 租税教育活動・地域社会貢献活動

### 14 税務署からのお知らせ

### 17 表紙の企業紹介

## 新年のごあいさつ



公益社団法人  
阿南法人会 会長

六車 洋二郎

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は阿南法人会の運営と事業活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、阿南税務署並びに関係機関の皆様方には、当会の諸事業を円滑に運営するにあたり、温かいご指導とご尽力を賜りましたこと、心より厚くお礼申し上げます。

昨年も、コロナ感染の影響や物価高で個人消費が伸び悩み、10月には生活必需品の値上げがピークを迎えるなど、エネルギー関連を含む物価高騰が家計を圧迫し、引き続き消費の足かせになりかねない状況が続いておりますが、11月になり、「全国旅行支援」などで活

況を取り戻しつつある観光業界や百貨店業界なども、今後のコロナ感染次第では風向きが一変する恐れがあり現状では楽観できない状況にあります。

この様な状況の中ですが、阿南法人会では昨年も会員の皆様にご支援ご協力いただき、当初予定の事業活動は全て実施しています。中でも法人会の主たる事業の「税知識の普及と納税意識の高揚」を目的とした租税教育や税の啓発活動には次世代を担う小学生や中学生の生徒達に出席授業の実施、「税に関する作文」、絵はがきによる「作品コンクール」などの事業は従来の通り実施いたしました。

人気企画の「小学生タックスセミナー」に、今回は由岐小学校の生徒達に参加いただき、日本銀行徳島事務所様にはお金に纏わる珍しい講話を、法人会からは税金クイズで楽しんでいただき、金融機関見学体験学習では、地元の阿南信用金庫様のご協力で本物の1億円の札束を一人ひとりが手に持って重さを体験するなど、タックスセミナーを通し、お金（税金）に興味を持つて貰える勉強会を実施しました。

また、当会5支部の会員交流会では、e-Taxの推進依頼や法人会自主点検チェックシートの活用説明、特に本年10月から導入されますインボイス制活動に積極的に取り組まれるとともに、各種講演会や研修会の開催、地域に密着した社会貢献活動にも力を入れられ、着実に成果を挙げられております。

昨年は振り返りますと、プロ野球では阿南市出身のオリックスバファローズ杉本選手が日本シリーズMVPを獲得、男子バスケットボールでは海陽町出身の西田選手がBリーグ最優秀新人賞に輝き日本代表に選出されるなど明るいニュースもありました。しかしながら、地域経済を取り巻く状況は、未だ予断を許さない新型コロナウイルス感染症の影響、ウクライナ紛争による資源価格の高騰や日米金融政策等の違いによる急激な円安の進行など極めて厳しい状況下にあります。そのような中において、

六車会長をはじめ、役員の皆様方の熱意と創意工夫のもと「会員増強運動」を積極的に展開され、実に20年連続で会員数増という他に類を見ない取組をなされていることに対し、改めて心から敬意を表する次第であります。

ところで、本年の10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始さ

度の説明会では、阿南税務署（坂元統括官）の明瞭な解説が好評で、例年より参加者数も多く有意義な会員交流会となりました。

一方、当会の組織基盤強化策の会員増強運動では、今回も組織委員会に役員・金融機関・関係各位の方々にお集まりいただき目標達成の為の決起集会を開催し、目標件数の設定及び勧誘先の選定を行い、粘り強く加入勧誘に努めた結果、20年継続会員純増を達成いたしました。

当会の財政基盤の安定化を図る、福利厚生制度の推進事業では、厚生委員会メンバーを中心に役員・受託3社の保険会社が丸となり、法人会員ならではのメリットなどを丁寧に説明させていただきました。我々は、今後も法人会の理念「税のオビニオンリーダー」として、企業の発展を支援し地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体であることを趣旨として、法人会の事業活動に取り組んで参ります。

結びにあたり、会員企業様の益々のご繁栄と会員様のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

最後に、本年の干支「癸卯（みづのとら）」は、「これまでの努力が実を結び、開花し飛躍する」という意味があるそうです。

公益社団法人阿南法人会と会員企業の皆様にとりまして、「大きく飛躍する年」となりますように心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。



阿南税務署 署長

伊與田 健

## 新年のごあいさつ

公益社団法人阿南法人会会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

公益社団法人阿南法人会におかれましては、「税のオビニオンリーダー」として「税に強い経営者が次世代を育てる」をモットーに、企業の発展、地域の振興、国と社会の繁栄に寄与されております。

また、「租税教室出席授業」への講師派遣、「小学生の税に関する作文」や「税に関する絵はがきコンクール」の募集、「タックスセミナー」の開催など租税教育



あけまして  
おめでとう  
ございます

本年もどうぞよろしく  
お願い申し上げます

令和五年 元旦

公益社団法人

阿南法人会

会長 六車 洋二郎

副会長 平野 惣吉

“ 中島 佳文

“ 新野 哲朗

“ 谷下 美恵子

“ 延隆 久

外役職員一同



# 税に関する作文

徳島県知事賞

(公社)阿南法人会会長賞 特選

## 未来をつくる税金

阿南市立羽ノ浦小学校 五年 小川虹歩

曾祖母が、ひざの手術をするこ  
とになった。片方ずつ手術して、  
その後、リハビリができる病院に  
移り、良くなったらもう片方の  
ひざを手術して、またリハビリ病  
院に移るといふ。しばらく会えな

(公社)阿南法人会会長賞 入選

## 税金を納めて 幸せな暮らしを

阿南市立桑野小学校 六年 湯浅 ななみ

私は、税金が国民の暮らしをよ  
りよくするために使われているお  
金だということは知っていました  
が、こんなに身近にたくさん税金  
が使われていることに、とても驚  
きました。そして、私たちが、毎  
日安心・安全な生活を送れている

も、その税金が、医りように使わ  
れているなんて、病気でしんどい  
時、医りよう費の心配が軽くなる  
ことは、本当にありがたいことだ  
と思った。

税に興味が出てきたわたしは、  
図書館で調べてみた。すると、  
消費税が社会保しよう費に使われ  
ていることがわかった。介護や年  
金、子育て支えんにも、わたしが  
はらった消費税も、めぐりめぐっ  
てだれかの役に立っていると思っ  
と、税金をおさめることが、とて  
もすばらしいことだと思った。

ほかに税金は、くらしを支え  
てくれている。公園だつて学校だ  
つて図書館だつて、税金で管理さ  
れている。ごみの収集も、警察や  
消防も、わたしがいつもたくさん  
借りる図書館の本も、お金がかか  
るとなると大変だ。わたしが毎日  
元気に学校に行けるのも、まわり

のは、その税金のおかげだとい  
うことに、改めて感謝の気持ちをも  
ちました。  
私たちは、日本で生活している  
と、こんなことは当たり前だと思  
っていることが、外国では、  
当たり前ではないということ  
が、たくさんあることにも驚かさ  
れました。

例えば、学校に毎日通うこと  
は、私たちにとつては当たり前  
のことです。でも、外国には、学校  
へ通えない子どもがたくさんいた  
り、学校という建物自体がなかつ  
たりする国もあるということだ

す。学校へ通えなかつたら、勉強  
することができません。いろいろ  
なことを学ぶことで将来、自分  
がやりたいと思う職業に就けるの  
だと思ひます。でも、学校で学ぶ  
機会がなければ、自分の将来に不  
安に感じている人がたくさんいる  
と思ひます。日本には、税金制度  
があるからこそ、毎日、安心して  
暮らしているのです。学校の他に  
も、消防活動や快適に生活するた  
めのゴミ収集、道路整備や公共サ  
ービスの提供なども税金のおかげ  
です。

税金は、国民全員が支払つて、  
国民全員の暮らしを支えあつてい  
る、幸せのためのお金だと思ひま  
す。だから、私も将来きちんと税  
金を納めていきたいと思ひます。  
税金を納めるのは国民の義務だと  
いうことも社会の学習で学びまし  
た。私は、しっかりと税金を納め  
ます。そして、納めるときには、  
「国民みんなの暮らしが幸せに  
なればいいな。」と願うことにし  
ています。

これからも、税金で、国民が安  
心・安全に暮らせるようにするた  
めに私ができることは何かなど考  
えながら行動していきたいです。



「小学生の税に関する作文」において羽ノ浦小学校五年生 小川虹歩さんが徳島県知事賞に選ばれ、11月15日(火) 徳島県知事より賞状が授与されました。

の大人の人たちが税金を納めてく  
れているおかげだ。だから、その  
ことに感謝しないといけないと思  
う。そしてわたしも大人になつた  
時、助け合いの気持ちをこめて、  
納税しようと思ひます。だれもが安心  
してゆたかなくくらしができること  
を願つて。

法人会女性部会

# いちごプロジェクト

## 節電にご協力ください。

— 無理なく 無駄なく 快適に —

（公社）阿南法人会会長賞 入選

# 税の大切さ

阿南市立岩脇小学校 六年 原 ひなの

六年になり、税についての授業を受けることになった。いままで、税の仕組みなどまったく知らなかったけど、身近なところで私

も税金を納めていることがわかった。消費税である。

消費税は、子育て、医療、介護、年金といった社会保障四経費に使われている。消費税は、買い物をしたら払っているし、子供の私でも社会のために少し役に立っていると思うと嬉しくなった。

は皮膚科に定期的に通って薬をもらっている。その費用は、乳児医療から支払われていると、母から聞いた。誰もが平等に病院に行けることが当たり前になっているけれど、税金のおかげで負担が少なくて通えていることがわかった。

また、私のひいおばあちゃんは、要介護認定を受けて介護サービスを受けているが、それにも税が関わっていると知った。ひいおばあちゃんは、デイサービスの交

流のおかげで、九九歳とは思えないほど元気に毎日を過ごしている。今、日本はお年寄りの人口が増え、医療や年金、介護などのサービスを受ける人が増えている。健康で長生きできることは、素晴らしいことだけど、大きな課題もある。少子高齢化だ。その課題をどのようにしていくか、ひとりひとりが考えていかないといけないことを知った。家族とこのことについて話してみると、二〇〇〇年

度から介護保険というのが始まったと聞いた。四〇歳になると納める税金で、父が今年から納めている。

税金を納める人と税金のおかげで生活が豊かに過ごせている人、みんなで支えあっている人、みんなが豊かに過ごせている人、税金をきちんと納める大人になりたい。

令和4年度

# 税に関する絵はがきコンクール

女性部会 部会長賞



阿南市立羽ノ浦小学校6年 繁田 凛々

阿南税務署長賞



牟岐町立牟岐小学校6年 白木 陽菜

阿南法人会 会長賞



阿南市立月形能林小学校6年 喜多 萌紗

入選



阿南市立羽ノ浦小学校6年 田中 綾

入選



阿南市立羽ノ浦小学校6年 杉本 梨紗

佳作



牟岐町立牟岐小学校6年 石上 優衣

佳作



阿南市立長生小学校6年 岩戸 真依

佳作



阿南市立桑野小学校6年 湯浅 七海

佳作



阿南市立新野小学校6年 上村 彩乃

佳作



阿南市立羽ノ浦小学校6年 渡辺 歩優

全国法人会総連合女性部会では、小学生への租税教育活動の一環として、「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。当会も今年で10年目となり、阿南税務署管内の小学校6年生を対象に募集を行い、15校・473点の応募がありました。9月28日(水)事業研修委員会を開催し、選考基準に基づいて、女性部会部会長賞、阿南税務署長賞など優秀作品10点を選出しました。



# 行動する法人会

## 「令和5年度 税制改正に関する提言」要望活動

11月25日(金)、六車会長・中島税制委員長・原事務局長の3人が、阿南市役所を訪問し、表原阿南市長・平山市議会議長に対し、全法連理事会に於いて決議された「令和5年度税制改正に関する提言」を提出し、要望活動を行いました。



### 令和5年度税制改正に関する提言(要約)

#### I. 税・財政改革のあり方

・コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。

・すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあつた時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄つたコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

#### 1. 財政健全化に向けて

・これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。

(1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信託が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえず、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を

最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・適正な負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。

・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新しい目標であるジェネリックの普及率一全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要者としてついでない者にとメリハリをつけ、公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や児童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

#### 3. 行政改革の徹底

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

#### 4. マイナンバー制度について

・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかつた結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

#### 5. 今後の税制改革のあり方

#### II. 経済活性化と中小企業対策

・我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できない企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

#### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

・中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネ

ルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

### (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

### (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理・合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、たうえで本則化するべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

### (3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(先端設備等導入制度)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

## 2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地

域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

### (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事者を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

### (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

① 猶予制度ではなく免除制度に改めると、一層、平成29年以前の制度適用者に対して要件を緩和するなど配慮すべきである。

② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

### (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

## 3. 消費税への対応

消費税は社会保険の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」については、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言えない。さらに、新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当面の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

(2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するよう環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

## III. 地方のあり方

・ 今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現任も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。

・ 地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を確立し、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特長に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化や危機対応については早急かつ具体的な検討を行うべきである。

基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自自治体においても広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べてラスパイルズ指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

## IV. 震災復興等

・ これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着・雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある熊手を講じるよう求める。

・ また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

## V. その他

### 1. 納税環境の整備

### 2. 環境問題に対する税制上の対応

### 3. 租税教育の充実

## 第38回 法人会全国大会 千葉大会に参加して

10月13日(木) 幕張メッセ幕張イベントホール

令和4年10月13日(木)、第38回法人会全国大会が千葉県の幕張メッセ幕張イベントホールにて開催されました。コロナ禍で今年は3年ぶりの集合型開催となりましたが、全国の法人会から約1,600名が集い、当会から4名が参加いたしました。

第1部では、キャスター・ジャーナリストの安藤優子氏による「女性がテレビで働くということ」と題しての記念講演がありました。安藤氏は女子大生時代のアルバイトからテレビ局に入社されました。入社当時、男女雇用機会均等法以前の時代に女性がテレビで働く中で、経験を踏まえながらの苦労やエピソードを時折ユーモアも交えながらお話いただきました。

第2部の式典では、全法連小林会長が主催者を代表してあいさつをされました。その後、会員増強・福利厚生制度推進表彰の贈呈が行われ、当会は会員増強「最優秀賞」等をいただきました。その後、税制委員長による「令和5年度税制改正に関する提言」の報告、そして昨年の「法人会全国青年の集い」における租税教育活動プレゼンテーションで「最優秀賞」を受賞した、佐賀法人会青年部会が「税金を通して佐賀の未来を考えよう!」と題した事例発表をされました。最後に次回開催地である群馬県連会長が閉会の辞を述べられました。

当会も、今年公益社団化10年目となり、「会員増強運動」「租税教育活動」等、益々積極的に取り組んでいきます。



### 会員増強表彰

#### ・「最優秀賞」

会員数増加対前年20社以上

#### ・純増を長期間維持している 単位会に対する表彰

対前年1社以上の純増を3年間  
継続して維持

## 令和5年度 税制改正 スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を!
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を!
- 厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を!
- 中小企業にとって事業継承は重要な課題。本格的な事業継承税制の創設を!

## 第36回 法人会全国青年の集い 沖縄大会に参加して

11月24日(木)、25日(金) 沖縄アリーナ・コザ運動公園

青年部会 副部会長 株式会社アズマ四国 吉岡 明治

令和4年11月24日、25日の2日間、第36回法人会全国青年の集い沖縄大会が沖縄アリーナ・コザ運動公園にて開催されました。その中でも、今回新企画の会員交流分科会が特に印象に残っています。内容としては「租税教育活動及び健康経営プロジェクト」について全国各地から集うメンバーが交流を図りつつ、お互いの悩みや成功事例を共有するというものです。私は租税教育活動について話し合うグループに参加しましたが、まず初めにプレゼン大会の優勝者による講演を聞いて、その後、グループディスカッションを行いました。グループでは、「伝え方がマンネリ化してしまっている」「正しい知識を伝えるにはどうするか」などの課題が共有されました。それに対して「税金の使い道や、どうやったら税収が増えるかを子供たちに考えてもらう」「その場であやふやに答えず、専門知識を持った先輩会員さんに答えてもらう」などの事例共有もできました。何より、租税教室に真剣に取り組んでいる全国の仲間の姿を知れたことが励みになりました。

来年の全国大会は山形です。今回以上にたくさんの仲間と会えることを楽しみにしています。





令和4年度

# 高松国税局長納税表彰受彰



兼松 功氏  
(阿南法人会理事)

株式会社アイテイスト  
代表取締役

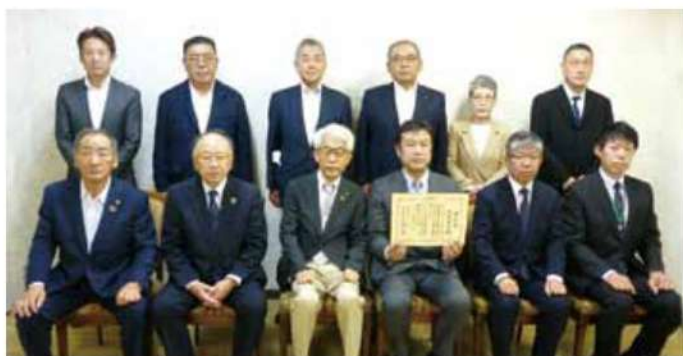
令和4年度

# 阿南税務署長納税表彰受彰



岡澤 孝浩氏  
(阿南法人会理事)

有限会社紅葉屋  
代表取締役



伊與田署長、六車会長と共に  
記念撮影が行われました。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、  
申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

納税には  
ダイレクト納付が便利です!



e-Taxを利用して所得税及び  
復興特別所得税の申告を  
するとこんなメリットが!

添付書類の提出省略(注)

還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。  
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 🔍



e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、  
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

法人会

法人会は会社経営の効率化  
のためにe-Taxの普及を支  
援しています。

# 事業活動

## 企業経営セミナー 11月21日(月) ホテル石松

テーマ：『今日から実践できる「非認知能力を通して、従業員様の業務パフォーマンス向上」のヒント』

講師：ボーク重子認定BYBS非認知能力育児コーチ  
相良 和世氏



## 支部会員交流会議

研修  
①

テーマ：「消費税インボイス制度について」  
「改正電子帳簿保存法について」  
「令和4年度 税制改正のあらまし」  
「自主点検チェックシート(入門編)」



講師：阿南税務署法人課税部門 統括国税調査官 坂元 亮介氏



研修  
②

- ・阿南支部 9月9日(金) ロイヤルガーデンホテル
- ・阿南南部支部 9月16日(金) ベイサイドホテル龍宮
- ・川北支部 9月29日(木) 那賀乃坊

テーマ：『私が地元でクラフトビールを造る理由』

講師：株式会社JouZou 代表取締役 住友 正伯氏



- ・海部支部 9月15日(木) 遊遊NASA
- テーマ：『かめたろうが見た徳島県南の観光』  
講師：(一社)美波町観光協会 かめたろう氏



- ・丹生谷支部 9月21日(水) もみじ川温泉
- テーマ：『カラダもココロもすっきり  
ストレッチヨガ』  
講師：インターナショナルヨガセンター認定  
インストラクター 井岡 由香氏



## 第19回 チャリティーゴルフ大会 10月2日(日) コート・ベール徳島ゴルフクラブ



個人優勝

団体優勝【阿南支部】



大隆精機(株)  
山田 隆治 さん



(株)四国銀行  
山崎 隆義 さん



(株)平惣  
平野 惣吉 さん

## 海部支部視察研修旅行 10月5日(水) DMV・城満寺・むろと廃校水族館



## 年末調整説明会

11月15日(火) 阿南市文化会館夢ホール



## 決算法人研修会

10・11・12月決算

11月22日(火) 富岡公民館



## 新設法人説明会

11月22日(火) 富岡公民館



## 青年部会視察研修旅行 守礼門・首里城

11月25日(金)～26日(土)



## 第2回広報委員会

12月20日(火) 法人会事務局



## これからの行事予定

どなたでも参加できます

〈  
税  
務  
研  
修  
〉

- ・青年の集い報告会・企業経営セミナー
- ・1・2・3月決算法人研修会
- ・健康セミナー
- ・法人会・間税会合同税務研修会
- ・第3回理事会

1月27日(金) 11:00～  
2月10日(金) 14:00～  
2月13日(月) 13:30～  
2月13日(月) 15:00～  
3月16日(木)

ホテル石松  
富岡公民館  
ロイヤルガーデンホテル  
ロイヤルガーデンホテル  
ホテル石松

# 税を考える週間

11月11日(金)～11月17日(木)

## ◇ 第15回 小学生タックスセミナー「金融機関見学体験学習」

11月14日(月)

『税を考える週間』のイベントとして、11月14日(月)、由岐小学校6年生9名を招き、阿南租税教育推進協議会との共催による、第15回小学生タックスセミナー「金融機関見学体験学習」を阿南信用金庫羽ノ浦支店にて開催致しました。

日本銀行徳島事務所の福西所長様より、2024年度発行開始予定の新しい日本銀行券についてご講話いただきました。また、お金の使い方として、未来のためにつかうということをご自身の経験をふまえて教えていただき、児童らは真剣に聞き入っていました。その後、田中青年部会副部会長が「税金クイズ」を行い、最後に、阿南信用金庫様のご協力により、ふだん見ることのできない本物の一億円を児童一人ひとりが手に持ち、紙幣の量と重さを肌で感じ取ってもらうことができました。お土産として、「税の下敷き」「お札を裁断した物」等を渡しました。児童らに体験を通して、お金・金融・税金の大切さを楽しく学んでもらう事ができ、大変有意義な体験学習となりました。当日の様子はケーブルテレビで放送されました。



## ◇ 税に関する優秀作品展を開催

11月11日(金)～17日(木)

「税を考える週間」にともない、フジグラン阿南店、那賀・海陽・牟岐・美波町役場にて、「税に関する優秀作品展」を行い、作文・ポスター・絵はがきを展示しました。



## ◇ 税の無料相談会を開催

11月11日(金)

フジグラン阿南店

多田税理士

相談者数：4名(含非会員1名)



## ◇ 税の広報活動

11月11日(金)



11月11日、フジグラン阿南店で女性部会員と阿南税務署職員が買物に訪れる人たちに「キャッシュレス納付推進」のチラシやポケットティッシュ等を配布して、法人会や税のPRを行いました。

「税を考える週間」の幟をフジグラン阿南店(税に関する優秀作品展展示場所)に設置し、横幕は事務局窓に設置して税のPRを行った。



## ◇ 税金クイズ

11月12日(土)

あなんまちマルシェ2022(阿南支部)



11月13日(日)

美波町商工祭(海部支部)



楽しみながら税に興味を持ってもらおうと地域のイベントに参加し、税金クイズを行いました。

# 租税 教育活動



羽ノ浦小学校の児童より  
お礼のお手紙をいただきました。

## ◇ 租税教室出前授業



租税教育用DVD上映、  
レプリカの1億円重さ  
体験、税の下敷き等配付

9月12日(月)	12月14日(水)	12月21日(水)	12月22日(木)
山口小学校 6年生(7名)	大野小学校 6年生(19名)	相生小学校 6年生(16名)	岩脇小学校 6年生(44名)
 女性部会 町田副部長	 青年部会 清原理事	 女性部会 谷下部会長	 青年部会 吉岡副部長

# 地域社会 貢献活動

## ◇ 四国巡礼お遍路さんのお接待

管内の四国88ヶ所札所「平等寺」・「薬王寺」に於いて、お遍路さんにお茶・おまんじゅうを振る舞い、ウェットティッシュ・ポケットティッシュ等を配りお接待を行いました。

### 平等寺(阿南南部支部)

10月11日(火)



### 薬王寺(海部支部)

11月4日(金)



## ◇ 使用済み切手の収集・寄贈

11月15日(火)

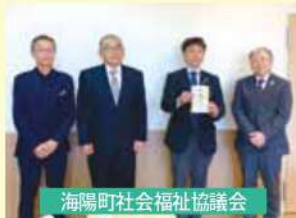
女性部会員で集めた使用済み切手を谷下部会長が、「徳島ユネスコ協会」の河内会長に手渡しました。



## ◇ チャリティーゴルフ大会の 収益金を寄付

11月25日(金)

10月2日(日)に実施した「第19回 チャリティーゴルフ大会」の収益金21万円を牟岐町社会福祉協議会と海陽町社会福祉協議会へ寄付しました。



海陽町社会福祉協議会



牟岐町社会福祉協議会

## ◇ 「四国八十八ヶ所へんろ小屋プロジェクト」 を支援する会へ寄付(阿南南部支部)

12月15日(木)

建築家の歌一洋・近畿大学教授が  
提唱している「四国八十八ヶ所へんろ小屋プロジェクト」  
へ5万円寄付しました。



阿南市新野町月夜



# 阿南税務署からのお知らせ

## 申告と納税は期限内

令和4年分の確定申告・納期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月15日(水)  
消費税及び地方消費税 3月31日(金)

納税は便利な振替納税をご利用ください【振替日】

所得税及び復興特別所得税 4月24日(月)  
消費税及び地方消費税 4月27日(木)



<https://www.nta.go.jp>

詳しくは、国税庁ホームページへ

国税庁

で検索

ご自宅からパソコンやスマホで

申告書の作成をお願いします！

ご自宅から申告できる e-Tax をぜひご利用ください。

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等を作成できます。

申告書の作成・送信は、

確定申告



国税庁ホームページで！ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

スマートフォンはこちらから！

[www.keisan.nta.go.jp](http://www.keisan.nta.go.jp)



《作成コーナーの操作などに関する問合せ》

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 【電話】0570-01-5901（9：00～20：00）  
月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

《税務相談チャットボットをご利用ください》



税務職員ふたば

所得税は令和5年1月4日、消費税は1月下旬から利用可能

申告書の作成でお困りのときは、ご質問を入力いただければ、

AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」または

電話（0884-22-0414）までお問合せください



# キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

## 1>> ダイレクト納付



### こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続きをされている方

さらに詳しい情報は  
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

#### 納付方法

パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

#### 事前手続

e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



## 2>> 振替納税



### こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報は  
こちら



振替納税の申込みをすることで、毎年確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

#### 納付方法

預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

#### 事前手続

初回のみ振替依頼書の提出が必要です。  
※ e-Taxによる提出が可能です。



## 3>> インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は  
こちら



#### 納付方法

インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

#### 事前手続

インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー (<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



## 4>> クレジットカード納付



さらに詳しい情報は  
こちら



#### 納付方法

「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

阿南税務署からのお知らせ

# 消費税インボイス制度等説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度等説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

## ▶ インボイス制度説明会（全事業者対象：登録申請相談会あり）

インボイス制度の概要を説明後、登録申請を希望される方の申請手続きをサポートします。詳しくは、お申込みの際に税務職員にお問い合わせください。

## ▶ インボイス制度説明会（免税事業者対象：消費税の仕組みから知りたい方向け）

インボイス制度の概要に加えて、消費税の基本的な仕組み等について説明します。

説明会の名称	開催日時	開催場所・時間	定員
インボイス制度説明会【免税事業者対象】 （消費税の仕組みから知りたい方向け）	令和4年11月9日(水)	【会場】 阿南市商工業振興センター 2階展示ホール （阿南市富岡町今福寺34-4）  【開催時間】 14:00～16:00	50名
	令和4年12月12日(月)		
	令和5年1月17日(火)		
	令和5年2月7日(火)		
	令和5年3月24日(金)		
インボイス制度説明会【全事業者対象】 （登録申請相談会あり）	令和4年11月10日(木)	【会場】 阿南市商工業振興センター 2階展示ホール （阿南市富岡町今福寺34-4）  【開催時間】 13:30～16:30	50名
	令和4年12月13日(火)		
	令和5年1月16日(月)		
	令和5年2月9日(木)		
	令和5年3月22日(水)		

## ● インボイス制度等説明会にご参加いただく方へ

- 各説明会については、**事前予約制**としますので、事前に次のお問合せ先まで申込みをお願いします。
- 感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

11月及び12月開催分 阿南税務署 個人課税部門 0884-22-0416（直通）  
1月～3月開催分 阿南税務署 法人課税部門 0884-22-0417（直通）

※ 国税庁インボイス制度特設サイトでは、インボイス制度について解説した国税庁動画チャンネルのほか、Q&Aなどを掲載しています。

主催 阿南税務署

共催 阿南法人会・阿南間税会・阿南税務署管内青色申告会連合会  
阿南商工会議所



インボイス制度  
特設サイト



# 表紙の企業紹介



代表取締役  
藤井 傑

会社名 藤井鉄工建設株式会社  
 代表取締役 藤井 傑  
 所在地 【本社・工場】〒771-5209 徳島県那賀郡那賀町小仁宇字大坪 49 番地  
 【徳島営業所】〒770-8041 徳島市上八万町西山 976 番地  
 【阿南営業所】〒774-0021 阿南市津乃峰町長浜 276 番地 14  
 営業種目 公共・一般土木一式工事、  
 倉庫・工場・住宅その他建築一式工事、  
 一級建築士事務所、不動産賃貸  
 営業沿革 昭和41年 藤井鉄工 創業  
 昭和48年 藤井鉄工建設株式会社 組織変更  
 資本金 20,000,000 円

昭和41年創業以来、  
 地域とともに成長してきました。  
 これからも土木・建築の2本柱で  
 皆様の暮らしと地域がより豊かに  
 なるよう努めます。



**新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!**

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ **ネット医療相談サービスのご案内**

**プロの医療チームがあなたをサポートします!**



法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、  
**おひとり様<sup>(※1)</sup>月1回<sup>(※2)</sup>のご相談まで無料**で利用いただけます。

(※1) 役員や従業員である個人を指します。  
 (※2) 月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんので  
 ご納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の追加については、別途料金が必要  
 となりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

**【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp**

**Aflac**

本サービスは、アフラックの提携先  
 (株式会社メディカルノート)が  
 提供します。

**ご利用はこちらから**



法人会会員のみなさまに



# keep moving forward

数多の人を繋いだ道。  
これからも前進を。

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。  
想いをつないで50年。これまでも、これからも企業の繁栄を  
サポートしつづける経営者大型総合保障制度です。

 **大同生命保険株式会社**

四国支社 徳島営業部/  
徳島県徳島市八百屋町3-26(大同生命徳島ビル4F)  
TEL 088-622-4530

 **AIG損害保険株式会社**

徳島支店/  
徳島県徳島市中洲町1-42-1(富士火災徳島ビル)  
TEL 088-625-7115